

山手環状線（大窪工区）の整備に伴う 都市計画変更素案の説明資料

令和2年5月



Copyright © Akashi city. All rights reserved.

- ・この資料は、都市計画道路である山手環状線(大窪工区)の整備に伴う都市計画変更素案の内容を説明するものです。
- ・資料の上半分は、「説明用スライド」です。
- ・資料の下半分は、説明用スライドの内容を補い、より皆さまに伝わるよう口語調の「補足説明文」を記述しています。

- ・山手環状線(大窪工区)の整備に伴う、

➤ **大久保石ヶ谷線との交差点部に右折車線を
設置するための都市計画変更素案**

について、住民や関係者の皆さまに広く説明のうえ、
ご意見を伺うものです。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
説明会の開催に代わり、
ホームページを活用した説明+意見募集を行います。

※ 都市計画法第16条に基づくもの



明石市
AKASHI CITY



Copyright © Akashi city. All rights reserved.

- ・はじめに、この説明資料の趣旨を説明します。
- ・市では、令和元年より、山手環状線(大窪工区)の整備に向けた取り組みを進めているところです。
- ・その整備に伴う、大久保石ヶ谷線との交差点部に右折車線を設置するための都市計画変更素案について、住民や関係者の皆さまに広く説明するとともに、ご意見をお伺いするために作成した資料です。
- ・当初は、都市計画法第16条に基づく説明会を5月中旬に開催する予定でした。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止および安全確保の観点から、不特定多数の方が参加することとなる説明会の開催は中止とさせていただきます。
- ・都市計画法の趣旨に照らし合わせて、説明会の開催に代わる措置として、都市計画変更素案について、ホームページを活用した説明とあわせて、意見募集を行うものです。

1. 山手環状線について
2. 山手環状線（大窪工区）事業計画の概要
3. 都市計画変更素案
4. 意見提出方法および今後のスケジュール



Copyright © Akashi city. All rights reserved.



- ・この説明資料は、第1章から第4章で構成しています。
- ・説明の流れとして、第1章は、都市計画道路山手環状線の現況や整備の必要性を中心に説明しています。
- ・第2章は、山手環状線(大窪工区)の事業計画の概要を説明しています。
- ・第3章は、今回の説明目的である、都市計画変更素案の具体的な内容を説明しています。
- ・第4章は、意見書の提出方法や今後のスケジュールについて、説明しています。

① 山手環状線とは



- ・明石市中部地域の東西環状道路
- ・昭和33年に都市計画決定
- ・昭和43年の都市計画変更で現在のルート
- ・平成30年度に西工区が完成し、
残りは大窪工区700mのみ

・第1章では、都市計画道路山手環状線の現況や整備の必要性を中心に説明します。

・まず、都市計画道路とは、都市計画法に基づき位置や区域が定められている道路のことで、山手環状線は、明石市中部地域の和坂2丁目と魚住町金ヶ崎を国道2号の北側で結ぶ東西環状道路を言います。

・この道路は、国道2号のバイパスとしての役割を担うため、昭和33年に都市計画決定され、昭和43年の都市計画変更で、現在のルート(線形)となりました。

・全体延長は約6キロメートルで、昭和44年から事業に着手し、順次整備を進めてきました。

・そして、平成30年度に魚住町金ヶ崎などの西工区が完成して、残りの未整備区間は、大久保町大窪の大窪工区約700メートルとなっています。

1. 山手環状線について

5

② 整備の必要性→東西交通の円滑化



【現状】
国道2号に交通が集中し、慢性的に渋滞が発生

↓

【整備後】

- ・機能的な環状道路ネットワークが形成
- ・交通の分散による国道2号の渋滞緩和

- ・次に、山手環状線の整備の必要性を説明します。ひとつは、東西交通の円滑化に貢献することです。
- ・現在、東西交通の主要な幹線道路である国道2号に交通が集中することで、慢性的に渋滞が発生し、物流などの分野で経済的な損失を与えています。
- ・国や県などで組織される兵庫地区渋滞対策協議会において、市内中部の国道2号が「主要渋滞区間」、また、JR大久保駅北側の国道大久保などの複数の交差点が「主要渋滞箇所」として選定されています。
- ・残りの大窪工区約700メートルの整備を進め、山手環状線が全線開通することで、機能的な環状道路ネットワークが形成され、車両交通が分散されることにより、国道2号の渋滞緩和に大きく貢献することになります。

1. 山手環状線について

6

② 整備の必要性→生活道路・通学路の安全性向上



・もうひとつは、生活道路や通学路の安全性向上に寄与することです。

・現在、大久保町大窪や松陰などの生活道路に多くの通り抜け車両が流入しており、周辺住民の生活環境の悪化などを招いています。

・また、スライドの写真のように歩道が狭かったり、歩道がない通学路に多くの車両が流入するため、特に朝夕の通学時は、子供たちにとって危険な状況です。

・大窪工区の整備により、生活道路への通り抜け車両が減少することで、生活環境の安全性や利便性が向上することになります。

・くわえて、広い歩道が整備されることにより、小学生や中学生にとって、安全で快適な通学路が確保されることになります。

・そのほかにも、大規模災害時の国道2号など代替道路としての機能や、沿道の土地利用促進による市街地形成などの整備効果が見込まれます。

③ 地域のニーズ

- 平成30年度の西工区完成により、地域住民が**整備効果を実感**

- ・ 子供が安全に歩けるようになった
- ・ 国道2号の渋滞が緩和された
- ・ 買い物や通勤が便利になった など



- 市議会、自治会、タウンミーティングにおいて**早期着工の要望**

- ・ 生活道路への通り抜け車両の抜本的な対策のため
- ・ 安全で安心な通学路のため
- ・ さらなる国道2号の渋滞緩和のため など



Copyright © Akashi city. All rights reserved.



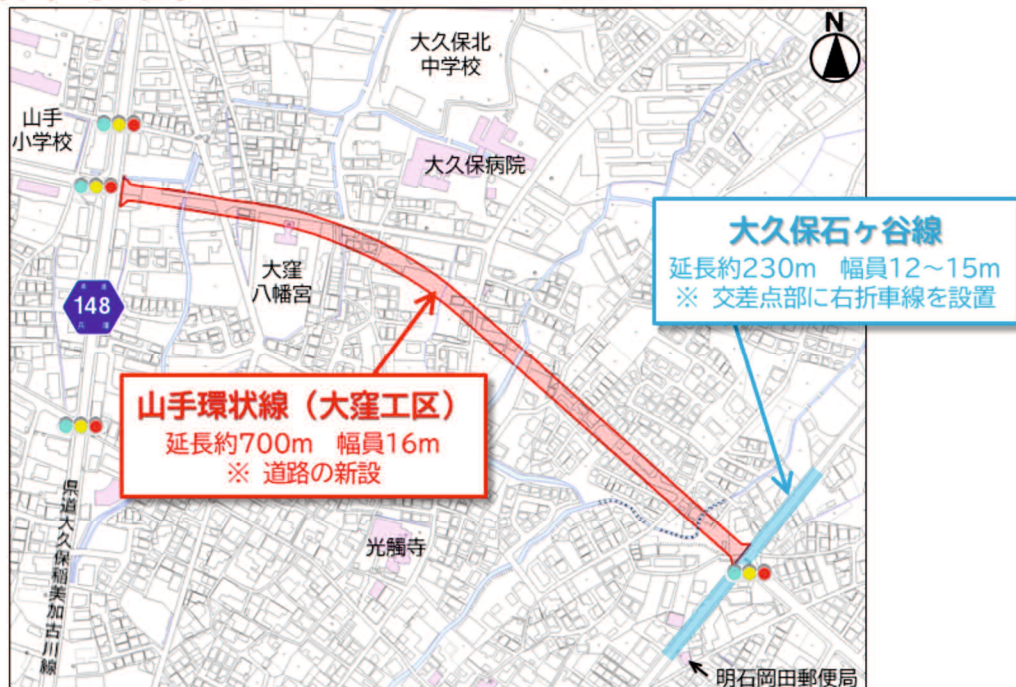
・第1章の最後は、山手環状線の整備に関する地域のニーズをお知らせします。

・平成30年度に西工区が完成したことにより、地域住民の皆さまから、「広い歩道で子供が安全に歩けるようになった」、「国道2号の渋滞が緩和された」、「買い物や通勤が便利になった」など、整備効果を実感する声が多数寄せられています。

・また、令和元年9月市議会のほか、周辺自治会やタウンミーティングにおいて、「生活道路への通り抜け車両の抜本的な対策」、「安全で安心な通学路」、「さらなる国道2号の渋滞緩和」などのために、早期に大窪工区を着工するよう、要望が上がっていました。

・以上のような整備の必要性や地域のニーズ、および市が目指すまちづくりの基本方針との整合性や費用対効果が見込まれる山手環状線(大窪工区)の整備を進めていくことを決定しました。

① 路線位置図



Copyright © Akashi city. All rights reserved.

・第2章では、山手環状線（大窪工区）の事業計画の概要として、路線位置や幅員構成などを説明します。

・まずは、大窪工区の路線位置です。東側は「明石岡田郵便局」の北にある大久保石ヶ谷線との交差点から、西側は「山手小学校」の東南にある県道大久保稲美加古川線との交差点を結ぶ未整備の区間です。

・延長は約700メートル、幅員は16メートルで、都市計画で定められた位置に新しく道路をつくります。

・それに合わせて、東西の両交差点の流れをスムーズにするため、右折車線を設けるなど、交差点の整備を行います。

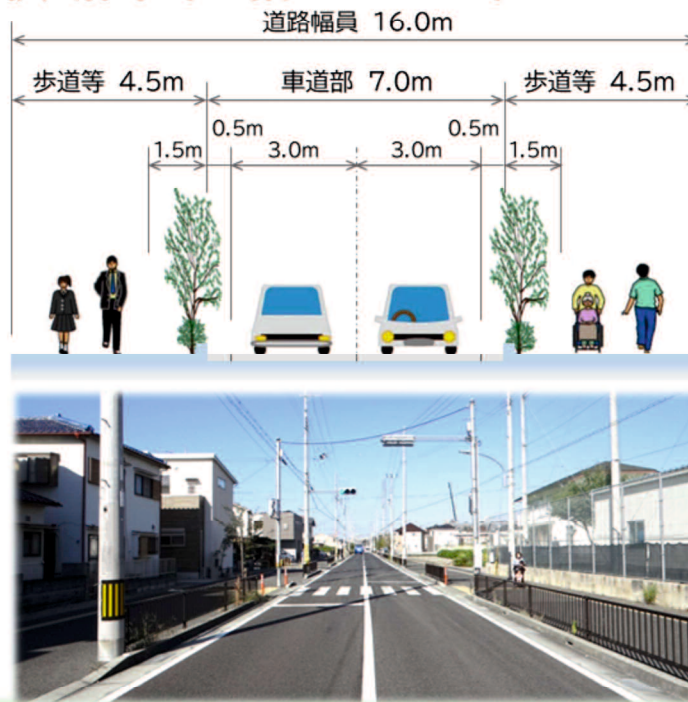
・特に、東側の大久保石ヶ谷線に右折車線を設置するには、現道の幅員が狭いため、拡幅しなければなりません。

・そのためには、都市計画道路の区域を変更する必要があることから、今回、その変更素案の内容を広く周知・説明させていただき、住民や関係者の皆さまのご意見を都市計画の案に反映させようとするものです。

・なお、詳細の内容は第3章で説明させていただきます。

2. 山手環状線（大窪工区）事業計画の概要 9

② 標準横断図（整備イメージ）



幅員16.0mの山手環状線
(山手小学校南側)



Copyright © Akashi city. All rights reserved.

- ・続いて、山手環状線の標準横断図で幅員構成を説明します。
- ・車道部は2車線で路肩を含めて7メートル、歩道部は植樹柵などを含めて4.5メートルが2箇所、全体の道路幅員は16メートルとなります。
- ・すでに整備が完了している山手小学校南側の山手環状線(市道大久保800号線など)と同じ幅員構成です。

① 都市計画変更する路線



・第3章では、大久保石ヶ谷線との交差点部に右折車線を設置するための都市計画変更素案の内容を説明します。

・今回都市計画を変更する箇所はスライドに示すとおりで、2つの路線になります。正式名称は、3.4.510号山手環状線と3.5.519号大久保石ヶ谷線です。

・ちなみに、番号の最初の数字は、自動車専用道路や歩行者専用道路などの道路区分で、3は「幹線街路」を表しています。

・2番目の数字は、幅員規模を表しており、4は「16メートル以上22メートル未満」、5は「12メートル以上16メートル未満」の道路となります。

・最後の数字は、都市計画区域ごとの一連番号となっています。

② 交差点部の拡幅

- 現状、幅員12mの大久保石ヶ谷線に右折車線を整備するには幅員不足



- そのため、交差点部分を西側に拡幅して幅員15mとして右折車線を設置

※北から東へ左折する交通量が最も多く、交通安全上の観点から、現状どおりの車両動線を維持し、西側に拡幅します。



Copyright © Akashi city. All rights reserved.

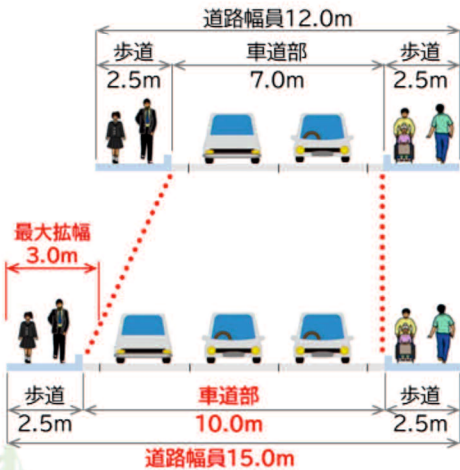


- ・現状、幅員が12メートルの大久保石ヶ谷線は、幅員が不足しているため、右折車線を設置することができません。
- ・そのため、交差点部分を西側に1車線分(3メートル)拡幅し、幅員を15メートルとして右折車線を設置する計画です。
- ・現在の交通量および将来的な交通量予測において、北から東へ左折する交通量が最も多くなっています。
- ・そのため、交通安全上の観点から、現状どおりの車両動線を維持し、交差点部分を西側に拡幅します。
- ・なお、山手環状線は幅員が16メートルあるため、現状の都市計画道路の区域内で、右折車線の設置が可能となっています。

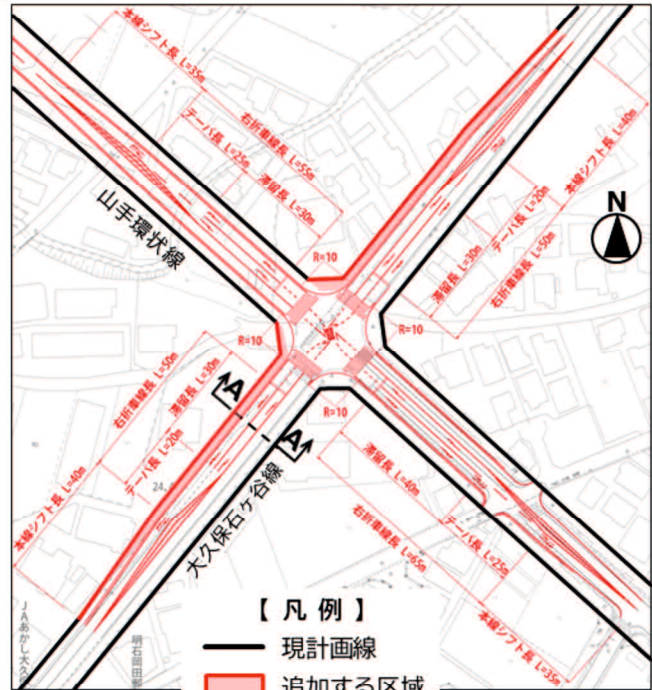
③ 交差点整備計画（案）

A-A断面

【現状】



【計画】



・スライドの左側に示すとおり、大久保石ヶ谷線の交差点の幅員構成は、車道部が1車線分3メートル増えて10メートル、歩道は現状どおり2.5メートルが2箇所、全体の道路幅員は15メートルとなります。

・スライド右側には、交差点の整備イメージをお示ししています。

・道路構造令や設計基準などをもとに、右折車線長や本線シフト長などの延長を決定しています。

・右折車線の設置により、スムーズな走行が可能となり、交差点の渋滞の発生が抑制され、円滑かつ安全な交差点へと生まれ変わります。

④ 変更内容

- 大久保石ヶ谷線の約230m区間の幅員を12mから一部15mに変更

路線名	主な変更内容
山手環状線	一部区域の変更 (隅切り部分の追加)
大久保石ヶ谷線	一部区間の幅員変更 (12m~15m)



Copyright © Akashi city. All rights reserved.



- ・第3章の最後は、都市計画変更素案の内容を説明します。
- ・大久保石ヶ谷線の延長約230メートルの区間の幅員を12メートルから一部15メートルに変更します。
- ・それに伴い、山手環状線の交差点の隅切り部分が追加されることから、一部区域を変更します。

4. 意見提出方法および今後のスケジュール 14

① 意見書の提出方法

● 意見書の提出期間

令和2年**5月11日**(月)～**6月1日**(月) **必着**

※上記期間中、市ホームページで変更素案や説明資料の閲覧可能

● 意見書の提出方法

住所、氏名、年齢、電話番号、意見(様式自由)を明記し、

郵送、ファクシミリ、メールにて下記へ提出

● 意見書の提出先

明石市役所 道路整備課 山手環状線整備担当

〒674-0063

明石市大久保町八木742 大久保浄化センター会議棟

電話 078-920-8212 ファクシミリ 078-920-8213

メールアドレス yamakan@city.akashi.lg.jp



Copyright © Akashi city. All rights reserved.



- ・第4章は、都市計画変更素案についての意見書の提出方法や今後のスケジュールなどを説明します。
- ・これまでに説明しました都市計画変更素案について、次の期間中に、明石市長に対して意見書を提出することができます。
- ・提出期間は、令和2年5月11日の月曜日から6月1日の月曜日必着です。
- ・その期間中、変更素案や説明資料などを、市ホームページに掲載していますので、いつでも閲覧することができます。
- ・提出方法は、住所、氏名、年齢、電話番号、意見(様式自由)を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、メールのいずれかの方法で提出してください。
- ・提出先は、明石市役所の道路整備課山手環状線整備担当です。
- ・住所は、郵便番号674-0063、明石市大久保町八木742大久保浄化センター会議棟です。
- ・電話番号は、078-920-8212です。
- ・ファクシミリは、078-920-8213です。
- ・メールアドレスは、yamakan@city.akashi.lg.jpです。

4. 意見提出方法および今後のスケジュール 15

② 今後のスケジュール

- ・意見募集後、法律に基づく必要な手続きを経て、都市計画変更の告示
- ・その後、兵庫県知事の事業認可を受けることで、正式に事業開始



- ・最後に、今後のスケジュールを説明します。
- ・都市計画変更までのスケジュールは、今回の意見募集のあと、皆さまからいただいたご意見を踏まえた都市計画変更案を作成し、7月に都市計画法に基づく縦覧を行います。この時にも、住民や関係者の皆さまは意見書を提出することができます。
- ・その後、8月に開催予定の「明石市都市計画審議会」での審議を経て、9月に都市計画変更の告示を予定しています。
- ・都市計画変更のあと、兵庫県知事から事業認可を受けることで、山手環状線(大窪工区)の整備事業が正式にスタートします。
- ・事業認可後のスケジュールはスライドに示すとおりです。2026年度(令和8年度)の開通を目指して取り組みを進めていきます。
- ・以上が、山手環状線の整備に伴う都市計画変更素案の説明資料です。最後までご覧いただき、ありがとうございました。
- ・今後も進捗に応じて、その都度関係権利者の皆さまをはじめ、広く住民の皆さまには事業の説明を行う機会を設けるとともに、情報提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。